

一般社団法人神奈川大学宮陵会役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川大学宮陵会定款第23条に基づく役員選任に関して必要な事項を定める。

(役員の種類)

第2条 この規程において「役員」とは、理事及び監事とする。

(役員の定数)

第3条 役員の定数は、次のとおりとする。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 2名又は3名

2 選出する定数は、理事会で予め定める。

(選挙管理委員会)

第4条 役員選挙は、別に定める代議員・役員選挙管理委員会規程に基づいて選挙管理委員会が管理する。

(役員の選挙人・被選挙人の資格)

第5条 選挙人資格を有する者及び被選挙人の資格を有する者は、公示の日において社員であるものとする。

(役員候補者)

第6条 役員になることを希望する者は、立候補届を所定の期日までに選挙管理委員会に提出し、候補者になることができる。立候補には、2名の選挙人の推薦を要する。

2 推薦人は、立候補することができない。立候補者の推薦は、3名までとする。

3 第7条に定める役員候補者推薦委員会により推薦され、被推薦選挙人の同意を得た者を推薦候補者とする。

4 第1項に定める立候補者及び前項に定める推薦候補者をもって役員候補者とする。

5 立候補届その他必要事項は、選挙管理委員会が定める。

(役員候補者推薦委員会)

第7条 役員推薦候補者を選出するため、役員候補者推薦委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 理事会は、委員会の委員5名を正会員の中から任命し、会長が委嘱する。任期は、2年間とする。ただし、理事、監事を任命することはできない。

3 委員会は、委員長が招集し、議長となる。委員長は、委員の互選により選出する。

4 委員会の議事は委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

5 委員は、役員選挙に立候補し、または立候補者を推薦することはできない。

6 委員会は、選挙管理委員会が指定する期日までに、推薦候補者名簿を提出しなければならない。

(役員候補者名簿の公示)

第8条 役員候補者の名簿は、役員選任のための総会の議案とともに、社員に送付する。

(選任方法)

第9条 総会において役員を選任する方法等については、選挙管理委員会が別に定める。

(欠員)

第10条 役員に欠員が生じた場合は、理事会で別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月5日から施行する。